

4障福第1079号
令和5年3月17日

障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の変更について

本県の障害者施策の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

内閣府から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号。以下「法」という。)の施行に向け、法第6条の規定に基づく基本方針を別添1のとおり変更し、改正法の施行日(令和6年4月1日)に変更後の基本方針も施行される旨の通知がありましたのでお知らせします。

各法人におかれましては、変更後の基本方針の内容を法人内の各事業所等に周知いただきますようお願いいたします。

添付資料

- ・別紙 変更後の概要
- ・別添1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

担当：長崎県障害福祉課管理班 笠田
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
TEL：095-895-2451(直通)
FAX：095-823-5082